

|        |         |                         |             |           |
|--------|---------|-------------------------|-------------|-----------|
| 商<br>標 | 判決年月日   | 令和 7 年 1 月 2 2 日        | 担<br>当<br>部 | 知財高裁第 3 部 |
|        | 事 件 番 号 | 令和 6 年（行ケ）第 1 0 0 7 2 号 |             |           |

○ 商標法 5 0 条 2 項に基づき商標の登録を取り消した審決につき、原告が訴訟において提出した証拠により、商標の通常使用権者が登録商標と社会通念上同一と認められる商標を使用していることの立証があったとして、審決を取り消した事例

（事件類型） 審決取消 （結論） 審決取消

（関連条文） 商標法 5 0 条 1 項、 2 項

（関連する権利番号等） 商標登録第 6 0 6 5 3 8 1 号

（審決） 取消 2 0 2 3 - 3 0 0 0 6 2 号

### 判 決 要 旨

- 1 被告は、原告が登録を受けていた商標（以下「本件商標」という。）について、商標法 5 0 条 1 項に基づき、商標登録取消審判を請求した。特許庁は、原告の提出した全証拠によつては、本件審判請求の予告登録前 3 年以内に、日本国内において、商標権者、専用使用権者又は通常使用権者のいずれかが、本件商標又は本件商標と社会通念上同一と認められる商標につき、本件審判請求に係る指定商品のいずれかについて、商標法 2 条 3 項各号に規定する使用行為を行ったことが証明されておらず、本件商標を使用していないことについて正当な理由があることも明らかにされていないとして、本件商標の登録を取り消すとする審決（以下「本件審決」という。）をした。本件は、原告が本件審決の取消しを求める事案である。
- 2 本判決は、本件訴訟において原告が提出した証拠により、本件商標の通常使用権者が、被告による上記審判請求の予告登録前 3 年以内に、日本国内において、本件審判請求に係る指定商品について、本件商標と社会通念上同一と認められる商標の使用をしていることについて、原告が証明したものと認められるとして、本件審決を取り消した。